

国試合格ノート 117回版 正誤表

巻	頁	項目	誤	正	訂正日
衛生・上	151	113D-32 解説 (解答に変更はありませんが、補足情報を含み、解説文を見直しました)	ボランティア活動は「参加」、バリアフリーは「環境因子」に属するので、(b)(c)の組合せが正解です！就職は「参加」、車椅子の使用は「環境因子」ですね！婚姻は、結婚することによって配偶者ができるので「環境因子」、家庭内の役割をはたすことで「参加」にも関連します！	就職(a)、ボランティア活動(b)、婚姻(結婚すること)(e)は「活動と参加」の項目で、活動は「課題や行為の個人による遂行」、参加は「生活・人生場面への関わり」という解釈なので、これらはいずれも「参加」よりの項目ととらえることができます！また婚姻(e)は「婚姻による周囲の人間関係の変化」ととらえるなら「環境因子」にも関連し、また「婚姻状況(未婚、既婚、別居、離婚、死別)」ととらえるならば「個人因子」とも考えられます！バリアフリー(c)や車椅子の使用(d)は「環境因子」の項目です！	2024/1/24
衛生・上	317	108B-50 解説 2行目	右下の中切歯がCOだったものがCOでなくなっているので～	右上の中切歯がCOだったものがCOでなくなっているので～	2023/10/30
衛生・下	105	②主要な傷病の総患者数	・歯肉炎及び歯周疾患:約360万人	・歯肉炎及び歯周疾患:約860万人	2023/12/25
衛生・下	331	RID指数	・Rerative Increment of Decay Index	・Relative Increment of Decay Index	2023/7/28

国試合格ノート 117version 補正表

巻	頁	項目	改正内容	更新日
衛生・上	113	地域包括ケアシステム	※詳細は以降のページにて	2023/9/11
衛生・上	303	学校歯科健診 CO:要観察歯	※詳細は以降のページにて	2024/1/24

★上巻 P113 の【地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」】についての補足★

◆地域包括ケアシステム概念図である「植木鉢」が2015年から以下のように変更になっています。



「厚生労働省 ホームページから引用 2023年8月」

◆P113の説明で用いられている説明と大きく変わりはないものの、以下のような変更がされています。

①一番基本の「本人・家族の選択と心構え」が

「本人の選択と本人・家族の心構え」に変更された。

→より「本人の選択」を重要視すべきという考えに変わったので。

②以前は「土の部分」であった「福祉サービス」が「葉の部分」に変更され、

以前は「葉の部分」であった「介護予防（予防）」が「土の部分」に変更された。

→「介護予防と生活支援」は2015年度より要支援者に対する介護予防が

介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、生活支援と介護予防が一体的にかつ多様な主体によって提供されることを踏まえた変更で、

それを土台として「保健・福祉」が成り立つという考え方に変わったので。

◆それに伴い、P113 の解説も以下のように変更をしておくとういと思います。

【地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」】

地域包括ケアシステムでは「**すまいとすまい方**」「**生活支援**」「**介護予防**」「**介護**」「**医療**」という5つの構成要素が互いに連携しながら、一体的に提供されることを目指しています。



「厚生労働省 ホームページから引用 2023年8月」

①「**本人の選択と本人・家族の心構え**」

- 本人の選択を最重要視し、その上で在宅生活を選択することの意味を、本人・家族が理解し、そのための心構えをもつことが重要。

②「**すまいとすまい方**」

- 生活の基盤として必要なすまいが整備され、本人の希望と経済力にかなったすまい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前で、同時にプライバシーや尊厳も十分に守られていることも必要。

③「**介護予防・生活支援**」

- 2015年度より要支援者に対する介護予防が介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、生活支援と介護予防が一体的にかつ多様な主体によって提供されることになった。心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などがあっても、尊厳のある生活が継続できるようにサポートがあることが重要。

④「**医療・看護**」「**介護・リハビリテーション**」「**保健・福祉**」

- ①②③の前提の下、個々の人の抱える課題に合わせて「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が専門職によって提供されることが効果的に機能するために重要。

★合格ノート 上巻 P303

CO（要観察歯）のところが平成 28 年から変更されていたようなので、お知らせします。

【誤】

CO：要観察歯

- ①小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損が認められないが、褐色窩溝等が認められるもの
- ②平滑面において脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるが、エナメル質の実質欠損（う窩）の確認が明らかでないもの
- ③精密検査を要するう蝕様病変のあるもの（特に隣接面）



【正】

CO：要観察歯

視診にて明らかなう窩は確認できないが、う蝕の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、放置すると歯に進行すると考えられる歯である。

状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯で、記号 CO を用いる。

- ①小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの
- ②平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの
- ③そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、①や②の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。

学校歯科医の所見欄に「CO 要相談」と記入。

★CO 要相談

隣接面や修復物下部にう蝕を疑う着色変化がみられる場合、及び CO が多数歯に認められたり、実質欠損を生じる危険性が高いと判断されたりするような状態であって、特に個別の医学管理を必要とする場合が該当する。

学校歯科医の所見欄に「CO 要相談」と記載し、受診を勧める。